

業務執行理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本PTA全国協議会（以下「この法人」という。）の業務執行理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図るため、必要な事項を定める。

(業務執行理事の義務及び責任)

第2条 業務執行理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

2 業務執行理事は、予算で定めるところに従い、それぞれの役職に応じ、契約及び支出の行為をしなければならない。

(会長)

第3条 会長の職務権限は、別表のとおりとする。

(副会長)

第4条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

(1) 会長に事故あるとき、または欠けたときは、総会で役員が選任された直後の理事会において決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。

(専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

(常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 専務理事に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和元年6月21日から施行する。

2 この規程は、令和6年2月14日から施行する。

別表

業務執行理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者		
	会 長	専務理事	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
渉外及び外部に対する文書発簡			○
重要なもの		○	
特に重要なもの	○		
出張に関する事	○		
契約の締結（予算の範囲内のものに限る）			
1件300万円未満	○		
1件200万円未満		○	
1件100万円未満			○
支出（予算の範囲内のものに限る）			
1件200万円以上	○		
1件200万円未満		○	
1件100万円未満			○
基金に関する事	○		
会費の徴収に関する事			○
人事及び給与に関する事	○		
職員の就業に関する事		○	